

第60回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

第60期（2025年8月1日～2026年7月31日）

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制
会社の支配に関する基本方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

株式会社大盛工業

上記事項につきましては、法令及び当社定款第24条の規定に基づき、書面
交付請求をいただいた株主の皆様に対して交付する書面（電子提供措置事
項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

イ. 2013年10月25日開催の取締役会決議に基づき当社役員に交付した株式報酬型ストック・オプション（第4回新株予約権）

- ・新株予約権の数 280個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 2,800株（新株予約権1個につき10株）
- ・新株予約権の発行価額（払込金額）
1個当たり 4,300円（1株当たり430円）
- ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円（1株当たり 10円）
- ・新株予約権の行使期間 2013年11月19日から2043年11月18日まで
- ・新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ・その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した株式報酬型ストック・オプション「第4回新株予約権」割当契約書に定めたところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	280個	普通株式 2,800株	2名

（注）監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。

ロ. 2014年10月29日開催の取締役会決議に基づき当社役員に交付した株式報酬型ストック・オプション（第6回新株予約権）

- ・新株予約権の数 1,246個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 12,460株（新株予約権1個につき10株）
- ・新株予約権の発行価額（払込金額）
1個当たり 3,300円（1株当たり330円）
- ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円（1株当たり 10円）
- ・新株予約権の行使期間 2014年11月21日から2044年11月20日まで
- ・新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ・その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した株式報酬型ストック・オプション「第6回新株予約権」割当契約書に定めたところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	1,246個	普通株式 12,460株	2名

（注）監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。

ハ. 2015年10月27日開催の取締役会決議に基づき当社役員に交付した株式報酬型ストック・オプション（第7回新株予約権）

- ・新株予約権の数 821個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 8,210株（新株予約権1個につき10株）
- ・新株予約権の発行価額（払込金額）
1個当たり 2,600円（1株当たり260円）
- ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円（1株当たり 10円）
- ・新株予約権の行使期間 2015年11月20日から2045年11月19日まで
- ・新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ・その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した株式報酬型ストック・オプション「第7回新株予約権」割当契約書に定めたところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	821個	普通株式 8,210株	2名

（注）監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。

二. 2017年10月27日開催の取締役会決議に基づき当社役員に交付した株式報酬型ストック・オプション（第8回新株予約権）

- ・新株予約権の数 285個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 28,500株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額（払込金額）
1個当たり 21,300円（1株当たり213円）
- ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権の行使期間 2017年11月21日から2047年11月20日まで
- ・新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ・その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した株式報酬型ストック・オプション「第8回新株予約権」割当契約書に定めたところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	285個	普通株式 28,500株	3名

（注）監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。

ホ. 2018年10月26日開催の取締役会決議に基づき当社役員に交付した株式報酬型ストック・オプション（第9回新株予約権）

- ・新株予約権の数 477個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 47,700株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額（払込金額）
1個当たり 20,400円（1株当たり204円）
- ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権の行使期間 2018年11月21日から2048年11月20日まで
- ・新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ・その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した株式報酬型ストック・オプション「第9回新株予約権」割当契約書に定めたところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	477個	普通株式 47,700株	3名

（注）監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。

ヘ. 2019年10月25日開催の取締役会決議に基づき当社役員に交付した株式報酬型ストック・オプション（第10回新株予約権）

- ・新株予約権の数 475個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 47,500株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額（払込金額）
1個当たり 20,100円（1株当たり201円）
- ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権の行使期間 2019年11月21日から2049年11月20日まで
- ・新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ・その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した株式報酬型ストック・オプション「第10回新株予約権」割当契約書に定めたところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	475個	普通株式 47,500株	3名

（注）監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。

ト. 2020年10月28日開催の取締役会決議に基づき当社役員に交付した株式報酬型ストック・オプション（第11回新株予約権）

- ・新株予約権の数 542個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 54,200株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額（払込金額）
1個当たり 19,100円（1株当たり191円）
- ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権の行使期間 2020年11月20日から2050年11月19日まで
- ・新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ・その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した株式報酬型ストック・オプション「第11回新株予約権」割当契約書に定めたところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	542個	普通株式 54,200株	3名

（注）監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。

チ. 2022年6月22日開催の取締役会決議に基づき当社役員に交付した株式報酬型ストック・オプション（第12回新株予約権）

- ・新株予約権の数 1,345個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 134,500株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額（払込金額）
1個当たり 16,700円（1株当たり167円）
- ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権の行使期間 2022年7月16日から2052年7月15日まで
- ・新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ・その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した株式報酬型ストック・オプション「第12回新株予約権」割当契約書に定めたところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	1,345個	普通株式 134,500株	5名

（注）監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権等の状況
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 監査等委員でない取締役（以下、「取締役」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会の諮問機関として外部有識者を主要メンバーとして設立したコンプライアンス委員会に対して、当社の主要案件・主要業務を適宜、報告することにより、外部の牽制を通じて重要事項に対する法務チェックを行う。

また、全社的な法令遵守体制の確立を図るため、業務部門から独立した内部監査室により、使用人の業務執行状況の監査を行う。そして、当社において、原則３か月に１回開催される、全役職員が出席する全体会議において、代表取締役社長及び担当取締役が法令遵守の重要性を定期的に説明し、法令遵守体制の全社的な強化・徹底を図る。

また万一、取締役または使用人に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、速やかに通報、相談できる体制を整備する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程に基づき、その保存媒体（文書または電磁的媒体）に応じて適切に保存及び管理するものとし、また、取締役及び監査等委員である取締役は、その保存媒体を必要に応じ、閲覧できるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的に影響を及ぼす可能性のあるリスクの管理は総務部が行うものとし、各部門の所管業務に付随するリスクに関する管理は当該部門が行う。

万一、不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長若しくは代表取締役社長が指名する取締役が総括責任者となり、迅速且つ適切な対応を行い、損失を最小限に止めるものとする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務分担を明確にし、担当職務に関する権限を委譲し、職務執行の効率化を図る。

当社の経営戦略に関わる重要事項については、社長をはじめとする取締役によって構成される経営会議において、事前に討議を行い、その審議を経て取締役会で意思決定を行う。

各取締役は、毎月開催される定時取締役会において担当職務に関する報

告を行い、取締役会が、全社的な業務の効率化と方向性の統一を行い、取締役が効率的に職務を執行することのできる環境を整える。

⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の所管業務については、その自主性を尊重しつつ、事業計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、透明性を確保した企業集団のコンプライアンス体制を構築し、リスク管理体制の確立を図るため、当社経営企画担当取締役が統括管理する。

ロ. 子会社に法令違反があると思われる時には、当社経営企画担当取締役の指示により当社の内部監査室が、当該子会社の監査を実施する。

ハ. 重要事項を実施する場合、当社の稟議事項とするとともに、所定の事項については、その実施前に、当社経営企画担当取締役に報告する。

⑥ 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び監査等委員である取締役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は取締役会を開催して、監査等委員である取締役と協議のうえ、監査等委員である取締役を補助すべき使用人を決定する。

また、監査等委員である取締役を補助すべき使用人として選任された使用人は、当該期間中は監査等委員である取締役の指揮命令の下で監査等委員である取締役の補助業務を行うものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制及びその他の監査等委員である取締役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項及び重要な決定事項、重要な月次報告、重要な会計方針・会計基準の変更、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、重大な法令・定款違反、その他必要な重要事項を監査等委員である取締役に報告するものとする。

監査等委員である取締役は必要に応じていつでも、取締役及び使用人に対して必要事項に関して報告を求めることができ、また、重要と思われる会議に出席することができるものとする。

なお、監査等委員である取締役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する。

- ⑧ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査等委員である取締役の職務執行に関して生ずる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。
- ⑨ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員である取締役は定期的に、また必要に応じ、代表取締役社長、会計監査人、顧問弁護士と意見交換を行い、監査の実効性を確保するものとする。
- ⑩ 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制
金融商品取引法の求める財務報告に係る内部統制の有効性を継続的に評価するために、「内部統制の基本方針書」「内部統制の整備・運用及び評価基本計画書」を定め、必要な業務体制を整える。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、万一疑わしき事態が発生した場合は、所管警察署や顧問弁護士と相談し、組織的に毅然とした姿勢で対応する。
- ⑫ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
「内部監査計画書」に基づき、内部監査部門は監査等委員である取締役及び会計監査人と連携しながら内部監査を実施し、業務の適正性、効率性を確保している。なお、業務執行取締役に対する監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層強化する観点から、当社は、機関設計として監査等委員会設置会社を採用しております。また、子会社の内部統制管理に関しては、当社の経営方針を子会社の経営陣に伝達するほか、子会社の従業員から情報を収集する等子会社の業務状況を継続的にモニタリングすることにより、グループ全体の内部統制システムが有効に機能するよう取り組んでいる。

会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。ただし、株式の大規模買付提案の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対し、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取り組みについて

イ. 企業価値向上への取り組み

当社は、「下水道を中心とした生活インフラの整備を通じて人と社会に貢献していきたい」という思いから、1967年6月に当社を設立し、「人と地球に優しい、グリーンな環境を未来へ」を基本テーマに、半世紀以上の長きにわたり、上・下水道工事の専門業者として建設業界において事業を行ってまいりました。

国内建設市場におきましては、防災・減災、国土強靱化に向けた動きが続いておりますことから公共投資は底堅く推移しており、上・下水道設備につきましても、2025年1月に発生しました埼玉県八潮市の下水道管の老朽化が起因とされます道路陥没事故が発生し、生活インフラの重要性が改めて認識され、早急な老朽化対策、自然災害の激甚化に対する対策の必要性が一層高まっております一方で、慢性的な建設従事者不足、資材価格や労務費等の建設コストの上昇により、厳しい経営環境が続いております。

当社の主力事業である建設事業における東京都発注の上・下水道工事におきましても同様に厳しい状況が続いており、特に建設労働者不足の問題に関しましては、少子高齢化の進行や建設業の就労希望者が激減しており、施工管理技術者及び施工を行う労働者確保に対する課題は今後も続くものと思われれます。

今後の当社における企業価値向上への具体的な取り組みといたしましては、技術習得者の獲得が難しい状況から、土木学科卒業者を対象としていた新卒採用方針を見直し、土木学科以外の卒業者や未経験者も採用する方針に転換し、教育プログラム（研修日数の増加、未経験者向け教育の導入、早期に1級土木施工管理技士資格を取得できるプログラム等）の充実及びエンゲージメントを高める施策にも注力し、施工管理技術者数の着実な増員を図り、手持ち工事件数の増加による完成工事高、完成工事利益の拡大を目指してまいります。また、上記工事件数の拡大に向けた施策は、人財の育成と定着が必要であり、その効果が発揮されるまでに時間を要することから、公共工事の安定した受注基盤を持ち、優秀な技術者、施工実績を有する会社のM&A等によるグループ化も並行して行うとともに、施工効率の向上及び工事コスト削減の一層の徹底を行うとともに、新分野の土木業種の受注にも積極的にチャレンジし、収益力強化に取り組んでまいります。

また、当社グループは、販売用不動産として個人向けの賃貸アパート・マンション物件を保有しており、保有物件の販売により販売売上及び販売収益を得るとともに、販売までの期間におきましては、安定した賃貸売上及び賃貸収益を計上できる不動産事業を行っております。

保有目的の不動産は、賃貸利回りの高い物件のみの取得に努め、購入資金は物件の市場価値等の厳格な審査を行う金融機関からの融資を基本とした調達を行っており、当事業は当社グループの安定した収益源として成長しており、財務バランスに留意しつつ事業の拡張を進めてまいります。

さらに、当社が独自開発いたしましたO L Y機材のリース事業に関しましては、施工日数短縮による工事コストの削減やCO₂排出量の低減が図れるほか、従来型工法と違い同じ場所を何度も掘削・埋戻しを行わないことによる使用資源の削減が「サステナブル」への取り組みにも繋がることの評価を受け、官公庁工事の設計に採用される件数が増加するとともに、主力営業基盤である東北・関東圏のほか、北海道、中部、近畿、中国・四国、九州圏へと採用実績が広がりを見せてきております。O L Yは、当社独自の商品であることから、グループ収益の安定した柱となることが期待される事業であり、現在の収益基盤である東北・関東圏における受注・売上増加に向けた営業強化を継続するとともに、関西圏の基盤として開設した名古屋O L Y営業所を基軸として関東以南エリアにおける営業強化に注力し、事業の拡大に取り組んでまいります。

通信関連事業におきましては、現在のN T T局内の保守・管理事業に加え、関連工事の施工体制を構築し、業容の拡大を図るとともに、

建設事業との相乗効果も模索してまいります。

また、従来より取り組んでおります事業以外にも、当社全体の業容の拡大、発展を図るため、新規事業の開拓にも積極的に取り組んでまいります。

現在、地球温暖化等の環境の悪化は国際的な問題であるばかりでなく、私たちの身近な問題となっております。このような状況の中、当社が行う建設事業は、生活に密着したライフラインを守る重要な事業であることから、CO₂排出抑制、サステナブル調達、社会課題を解決する新技術への挑戦など、地球環境の課題の解決に向けた活動を通じて社会に貢献してまいりますとともに、策定した中期経営計画に掲げた「数値目標の達成」並びに「持続的な配当の実施」という目標の実現に向けて真摯に取り組み、当社の企業価値ひいては株主様の共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

□. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、「建設業を通じて人と社会に貢献する」という企業理念のもとに社会に貢献することを目指しておりますが、その実現のためには、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、経営の透明性及び健全性を確保することが重要であると考えており、以下のコーポレート・ガバナンスの体制及び内部統制システムの整備を行っております。

・コーポレート・ガバナンスの体制

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は3名の取締役で構成され、全員が社外取締役であり、任期は2年であります。

監査等委員である社外取締役は、法務、財務・会計に関する高度の知見を有しており、取締役会に出席して取締役の職務執行に対する監視を行うことを通じて経営に関する重要事項の決定及び業務執行状況全般に対する監督を行っております。

また、必要に応じ会計監査人及び内部監査人、従業員との意見交換を通じて各種情報を収集し、取締役会で決定した事項が全社的に整合性をもっていかに実行されているかをチェックしております。

監査等委員でない業務執行取締役の任期は1年であります。社長が主体となって全社を統括・管理しており、その他の取締役は当社の主要事業の実行責任者として各部門を率いて業務を推進しております。

取締役会は、業務執行取締役と監査等委員である取締役で構成されており、原則月1回、また、必要に応じ随時開催され、経営の基本方針等の重要な事項を審議・決定するとともに、各取締役の職務執行状況及び各部門の業務推進状況を相互にチェックしております。

また、取締役会とは別に毎週1回、業務執行取締役は経営会議を開催し、当社を取巻く経営環境の分析や経営方針の検討、各事業の進捗状況などについて意見交換を行い、情報の共有に努めております。

一方、幹部社員に対しては、当社の経営方針・経営戦略に対する理解を徹底させるため、また同時に、週単位での各部署の業務進捗状況の把握のため、毎週１回、部長職以上の社員による部長会を開催しており、その会議には、経営会議のメンバーである各取締役も出席しております。

さらに、一般社員に対しては、各四半期の決算短信発表時に合わせて、全社員が出席する全体会議を開催し、経営方針の伝達、各四半期の業績の説明などを通じて、会社情報の共有及び経営方針の徹底を図っております。

これらの活動を通じて、取締役から一般社員に至るまで、全員が会社情報・経営方針を共有し、また、各種法令を遵守したうえで、事業目標の達成に向けて邁進しております。

・内部統制システムの整備

当社は、事業活動を行うに際して、まず、当事業に関連する各種法令等の遵守を第一前提とし、そのうえで事業目的を達成するために、業務を有効的かつ効率的に行い、また、その事業活動の結果を正しく財務情報として報告することが重要であると認識しており、それらを実現するために内部統制システムを構築しております。

内部統制システムにおいては、当社の事業活動に関して、まず、現状の統制環境を確認し、そのうえで各事業の実行に伴うリスクを分析し、そのリスクに対する対応を通じて統制活動を行い、また、これらの活動内容が全社的に情報として伝達されるように制度化しております。

特に、財務報告の信頼性を確保するためには、財務報告に係る内部統制の基本方針書並びに内部統制整備・運用及び評価基本計画書を策定して、財務報告に関する正確性を高めております。

また、内部統制システムに対するチェック機関として、監査等委員である取締役及び内部監査人が連携して、内部統制システムが有効に機能しているかを随時監視しております。

当社は、これらの活動を通じて、当社の行う各事業に対する内部統制を徹底しております。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（当社株式等の大規模買付行為に関する対応策）

イ. 目的

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本対応策」といいます。）は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記①に記載の基本方針に沿って導入されたものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切にご判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としております。

ロ. 概要

本対応策は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本対応策においては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、現在の独立委員会の委員には、監査等委員である社外取締役3名が就任しております。

本対応策の詳細につきましては、当社ウェブサイト <https://www.ohmori.co.jp> の「IR情報」「IRニュース」に掲載しております。2025年9月30日付開示資料「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続について」をご参照ください。

④ 本対応策に対する当社取締役会の判断及び判断に係る理由

当社株式等に対する大規模買付行為を行おうとする者が現れた場合、株主の皆様が、当社の経営資源その他企業価値を構成する多様な要素を十分に把握したうえで、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは容易ではないと思われます。本対応策は、当社株式等に対する大規模買付行為が予見された場合、買付に応じるか否かを株主の皆様が判断し、または当社取締役会が検討を行うために必要な情報や期間を確保することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を防止することを目的としております。

本対応策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって継続しているものであり、基本方針に合致したものであると当社取締役会は判断しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年8月1日から)
(2026年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計		
当連結会計年度期首残高	3,101,292	1,039,450	1,785,207	△54,462	5,871,488	78,277	5,949,765
当連結会計年度変動額							
剰 余 金 の 配 当			△214,524		△214,524		△214,524
新 株 の 発 行	6,363	6,363			12,727		12,727
親会社株主に帰属する当期純利益			676,069		676,069		676,069
自己株式の取得				△441	△441		△441
自己株式の処分		△87		144	56		56
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）						△12,664	△12,664
当連結会計年度変動額合計	6,363	6,276	461,544	△297	473,886	△12,664	461,222
当連結会計年度末残高	3,107,655	1,045,727	2,246,752	△54,760	6,345,375	65,612	6,410,988

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- | | |
|------------|--------------------------------|
| ・ 連結子会社の数 | 2 社 |
| ・ 連結子会社の名称 | 株式会社東京テレコムエンジニアリング
井口建設株式会社 |

当連結会計年度において、連結子会社でありました港シビル株式会社の全株式を譲渡したため、同社を連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、井口建設株式会社の決算日は5月31日、株式会社東京テレコムエンジニアリングの決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、決算日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた連結子会社間の重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他の有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

不動産事業等支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

販売用不動産……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

貯蔵品……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

③ 重要な固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

但し、茨城工場、ＯＬＹ及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

また、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物……………：10年～38年

工具器具・備品……………：3年～17年

無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づいております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、翌連結会計年度における支給見込額のうち、当連結会計年度負担分を計上しております。

ハ. 完成工事補償引当金…引渡しの完了した工事の補償等の費用発生に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金…役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社グループの主要な事業である建設事業において、工事契約に基づき建設工事及び土木工事を行っており、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ロ. 不動産事業の売上高

不動産事業において、主に不動産の賃貸・売却を行っております。不動産の売却は、顧客との売買契約に基づき物件を引渡す履行義務を負っているため、一時点で充足される履行義務と判断し、当該引渡し時点で収益を認識しております。

また、不動産の賃貸は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき収益を認識しております。

ハ. OLY事業の売上高

OLY事業において、建設資材の賃貸等並びに鉄骨加工を行っております。

建設資材の賃貸は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき収益を認識しております。

また、鉄骨加工は、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法の適用

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

完成工事高 5,891,338千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法により計上される完成工事高については、工事原価総額を基礎として、当連結会計年度末までの既発生原価額に応じた工事進捗度に工事収益総額を乗じて算定しております。

工事原価総額の見積りの基礎となる工事契約ごとの実行予算は、工事ごとの施工条件、採用する工法及び工事の進捗状況等を踏まえ、将来発生が見込まれる工事原価を見積もった上で策定しております。

当社が主に施工する上・下水道工事は、現場ごとに施工条件や採用する工法が異なるほか、工事の進行に応じて設計変更等が行われる場合があります。

そのため、工事原価総額の見積りにおける主要な仮定には、残工事の範囲、施工数量、施工方法及び追加原価の発生見込み等が含まれます。

これらの仮定は、工事ごとの施工条件や工事の進捗状況等により影響を受けるため、一定の不確実性を伴います。

当連結会計年度末における見積りに際し、これらの仮定に重要な変動を生じさせる事象は想定しておりませんが、将来の状況変化により見積りの見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

販 売 用 不 動 産	5,190,331千円
計	5,190,331千円

上記に対応する債務は次のとおりであります。

短期借入金	332,066千円
長期借入金	3,327,167千円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 619,654千円
(減損損失累計額を含む)

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度末
普 通 株 式	18,672,849株	62,360	－	18,735,209株

(注) 発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使62,360株によるものであります。

- (2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年10月29日 定時株主総会	普通株式	214,524	11.5	2025年 7月31日	2025年 10月30日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年 10月28日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	224,592	12	2026年 7月31日	2026年 10月29日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2013年 10月25日 取締役会決議	2014年 10月29日 取締役会決議	2015年 10月27日 取締役会決議	2017年 10月27日 取締役会決議	2018年 10月26日 取締役会決議	2019年 10月25日 取締役会決議	2020年 10月28日 取締役会決議	2022年 6月22日 取締役会決議
目的となる 株 式 の 種 類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる 株 式 の 数	2,800株 新株予約権 1個につき 10株	12,460株 新株予約権 1個につき 10株	8,210株 新株予約権 1個につき 10株	28,500株 新株予約権 1個につき 100株	47,700株 新株予約権 1個につき 100株	47,500株 新株予約権 1個につき 100株	54,200株 新株予約権 1個につき 100株	134,500株 新株予約権 1個につき 100株
新株予約権の 残 高	280個	1,246個	821個	285個	477個	475個	542個	1,345個

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に関する取組指針

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金（主に増資や銀行借入）を調達しております。一時的な余資は事業遂行上必要に応じ貸付けを行っております。また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。デリバティブ取引については、ヘッジ会計の要件を満たしている等、実需の範囲内で行うこととしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。未回収の場合は、適切な保全措置をとることとしております。

営業債務である工事未払金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金については、流動性のリスクに晒されておりますが、当該リスクについては、資金計画を作成し定期的に更新することにより管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(2026年7月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
長期借入金 ※	3,759,235	3,772,184	12,949
負債計	3,759,235	3,772,184	12,949

※長期借入金は、1年内返済予定分を含めて表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

現金及び預金、受取手形・完成工事未収入金等

これらは、短期間で決済するものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

負債

工事未払金

工事未払金については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

未成工事受入金

未成工事受入金については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	3,772,184	－	3,772,184
負債計	－	3,772,184	－	3,772,184

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

元利金の合計額を国債の利率または国債の利率に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、不動産事業の一環として不動産の賃貸業を行っており、賃貸用不動産（土地を含む）等を保有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
179,188千円	236,968千円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報 告 セ グ メ ン ト				合 計
	建設事業	不動産事業	OLY事業	通信関連事業	
官 公 庁	5,878,362	－	－	－	5,878,362
民 間	12,976	522,558	76,470	483,915	1,095,920
顧客との契約から生じる収益	5,891,338	522,558	76,470	483,915	6,974,283
その他の収益（注）	－	463,855	637,158	－	1,101,014
外部顧客への売上高	5,891,338	986,414	713,629	483,915	8,075,297

(注) 「その他の収益」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる賃貸料収入であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	227,554
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	171,832
契約資産（期首残高）	1,742,529
契約資産（期末残高）	2,098,847
契約負債（期首残高）	800,310
契約負債（期末残高）	771,132

契約資産は主に建設事業における顧客との工事契約について期末日時点で履行義務を充足しているが未請求となっている対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

当該対価は、個々の契約に定められた支払条件に従って請求し、受領しております。

契約負債は、主に、建設事業における顧客との工事契約について期末日時点で履行義務を充足していないが支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、800,114千円であります。また、過去の期間に充足または部分的に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

なお、連結貸借対照表上、契約資産及び顧客との契約から生じた債権は「受取手形・完成工事未収入金等」に含めて表示しており、契約負債は「未成工事受入金」及び流動負債の「その他」に含めて表示しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末日時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は、当連結会計年度末において5,826,018千円であります。当該履行義務は、建設事業における工事契約に係るものであり、期末日後概ね3年以内に収益として認識されると見込んでおります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

339円03銭

1株当たり当期純利益

36円15銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式			株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
						繰越 利益 剰余金					
当 期 首 残 高	3,101,292	502,974	536,476	1,039,450	86,143	1,417,813	1,503,957	△54,462	5,590,237	78,277	5,668,515
当 期 変 動 額											
剰余金の配当					21,452	△235,976	△214,524		△214,524		△214,524
新 株 の 発 行	6,363	6,363		6,363					12,727		12,727
当 期 純 利 益						580,855	580,855		580,855		580,855
自己株式の取得								△441	△441		△441
自己株式の処分			△87	△87				144	56		56
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										△12,664	△12,664
当期変動額合計	6,363	6,363	△87	6,276	21,452	344,879	366,331	△297	378,673	△12,664	366,008
当 期 末 残 高	3,107,655	509,337	536,389	1,045,727	107,596	1,762,692	1,870,288	△54,760	5,968,911	65,612	6,034,524

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他の有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

不動産事業等支出金……………個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

販売用不動産……………個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

貯蔵品……………先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

但し、茨城工場、ＯＬＹ及び1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法

また、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 : 10年～38年

工具器具・備品 : 3年～17年

無形固定資産……………定額法

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、翌事業年度における支給見込額のうち、当事業年度負担分を計上しております。
- ③ 完成工事補償引当金…引渡し完了した工事の補償等の費用発生に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
- ④ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満でありますので、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末要支給額（退職年金制度により支給される部分を除く）としております。なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が退職給付債務の額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社の主要な事業である建設事業において、工事契約に基づき建設工事及び土木工事を行っており、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 不動産事業の売上高

不動産事業において、主に不動産の賃貸・売却を行っております。不動産の売却は、顧客との売買契約に基づき物件を引渡す履行義務を負っているため、一時点で充足される履行義務と判断し、当該引渡し時点で収益を認識しております。

また、不動産の賃貸は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき収益を認識しております。

③ O L Y事業の売上高

O L Y事業において、建設資材の賃貸等並びに鉄骨加工を行っております。

建設資材の賃貸は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき収益を認識しております。

また、鉄骨加工は、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法の適用

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事高 4,783,873千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「2. 会計上の見積りに関する注記 一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法の適用」に記載した内容と同一であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

販 売 用 不 動 産	5,190,331千円
計	5,190,331千円

上記に対応する債務は次のとおりであります。

短 期 借 入 金	332,066千円
長 期 借 入 金	3,327,167千円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 528,807千円
(減損損失累計額を含む)

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高（区分掲記したものを除く）

営業取引以外の取引による取引高	
営業外収益	45,000千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当 事 業 年 度 末
普 通 株 式	18,638株	580株	50株	19,168株

- (注) 1.普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2.普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の売渡請求による減少であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	7,588千円
賞与引当金	40,186
減損損失	129,666
棚卸資産評価損	24,202
新株予約権	20,681
その他	11,917
繰延税金資産小計	234,243
評価性引当額	△138,501
繰延税金資産合計	95,741
繰延税金負債	
前払年金費用	△58,343
繰延税金負債合計	△58,343
繰延税金資産の純額	37,398

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

関係会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高
子会社	株式会社 東京テレコム エンジニア リング	東京都 新宿区	10,000	通信回線 の保守・ 管理等	直接 100.0	役員の兼任	配当金の 受取 (注) 1	24,000	－	－
子会社	井口建設 株式会社	山梨県 上野原市	30,000	建設工事 の受注 施工	直接 100.0	役員の兼任	配当金の 受取 (注) 1	21,000	－	－
子会社	港シビル 株式会社 (注) 2	東京都 港区	20,000	建設工事 の受注 施工	直接 100.0	役員の兼任 資金の貸付	資金の回収 (注) 3	148,688	－	－
							債権放棄 (注) 3	51,311	－	－

(注) 1. 配当金の受取については、経営環境や業績動向を勘案し、合理的に決定しております。

2. 港シビル株式会社は、当事業年度において全株式を売却したことに伴い、関連当事者に該当しないこととなりました。そのため、取引金額は関連当事者であった期間の取引高を記載しております。

また、期末時点で関連当事者に該当しないため、期末残高は記載しておりません。

なお、議決権等の所有（被所有）割合は、関連当事者に該当しないこととなる直前の情報を記載しております。

3. 当社は、同社の全株式の譲渡に先立ち、同社に対する貸付金200百万円のうち51百万円を債権放棄し、残額148百万円を回収しております。

債権放棄額は、株式譲渡直前の同社の財政状態を基礎として決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表の「7. 収益認識に関する注記 (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

318円92銭

1株当たり当期純利益

31円06銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。